

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

保健福祉行政の推進につきましては、日ごろから格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

この度、地域密着型通所介護創設により、介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）等の改正が行われたことから、北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正しましたので、お知らせします。

なお、改正した条例及び規則については、添付を省略させていただいておりますが、詳細は道のホームページ等にてご確認ください。よろしくお願いいたします。

敬具

平成 28 年 4 月 4 日

各 位

北海道保健福祉部長

記

1 改正した条例・規則

＜介護保険法関係＞

(1) 平成 28 年 3 月 31 日公布された条例・規則

- ①北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成 28 年北海道条例第 43 号）
- ②北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成 28 年北海道条例第 44 号）
- ③北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（平成 28 年北海道規則第 42 号）
- ④北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（平成 28 年北海道規則第 43 号）

＜老人福祉法関係＞

(2) 平成 28 年 3 月 31 日公布された規則

- ⑤北海道特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（平成 28 年北海道規則第 41 号）

北海道公報掲載場所

総務部法務・法人局法制文書課ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/bsh/koho/index.htm>

■平成 28 年 3 月 31 日 号外第 6 号（条例）

■平成 28 年 3 月 31 日 号外第 7 号（規則）

（福祉局施設運営指導課 011-204-5935）